



平成 24 年 5 月 22 日

各 位

住 所 兵庫県姫路市豊沢町 7 9 番地
会 社 名 WDBホールディングス株式会社
代 表 者 の 代 表 取 締 役 社 長 中 野 敏 光
役 職 氏 名
(コード番号 : 2475 東証第二部)
問 い 合 せ 先 専 務 取 締 役 大 塚 美 樹
電 話 番 号 079-287-0111

自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）による

自己株式の買付けに関するお知らせ

(会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び
自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）による自己株式の買付け)

当社は、平成 24 年 5 月 22 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した、機動的な資本政策を可能にするため。

2. 取得の方法

本日（平成 24 年 5 月 22 日）の東京証券取引所市場第 2 部当社普通株式の終値（最終特別気配を含む）102,500 円で、平成 24 年 5 月 23 日午前 8 時 45 分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）において買付けの委託を行う（その他の取引制度や取引時間への変更は行いません。）。

当該買付注文は当該取引時間限りの注文とします。

3. 取得の内容

(1) 取得する株式の種類 当社普通株式

(2) 取得する株式の総数 500 株（上限とする）

(発行済株式数に対する割合 1.0%)

(3) 株式の取得価額の総額 51,250,000 円（上限とする）

(注 1) 当該株数の変更は行いません。なお、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性もあります。

(注 2) 取得予定株式数に対当する売付注文をもって買付けを行います。

4. 取得結果の公表

平成 24 年 5 月 23 日午前 8 時 45 分の取引終了後に取得結果を公表します。

(ご参考)

平成 24 年 4 月 30 日時点の自己株式の保有

| | |
|----------|----------|
| ・発行済株式総数 | 50,150 株 |
| ・自己株式数 | 460 株 |

5. 支配株主との取引等に関する事項

本自己株式取得は、当社の支配株主である当社代表取締役社長中野敏光が売り手として参加することを予定したものであるため、支配株主との取引等に該当します。当社が、平成 23 年 11 月 1 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」に関する本取引における適合状況は、以下のとおりです。

当社と支配株主との取引については、今まで発生しておりませんが、同指針では、将来的に取引が発生する場合は、当社取締役会において審議の上、取締役会決議をもって決定するとしております。このため、当社では平成 24 年 5 月 22 日に取締役会を開催し、支配株主と関係のない取締役 3 名（うち社外取締役 1 名）及び監査役 4 名（うち社外監査役 3 名）が出席し、本自己株式取得が、経営環境の変化に対応できる機動的な資本政策の遂行を可能とすることを主たる目的として実施されることを確認し、現在の株価水準及び今後の資本政策の可能性を考慮し、十分な審議を行い、出席取締役の全員一致により本自己株式取得の実施に関する決議を行いました。

なお、今回の自己株式取得に関しては中野敏光が支配株主であることから、利益相反を回避するため、自己株式の取得の審議に参加しておらず、上記取締役会における議長としての議事進行並びに審議及び決議には参加しておりません。

さらに、支配株主と利害関係を有さない当社社外監査役の濱田聡氏（独立役員）、木村裕史氏、有田知徳氏より、本自己株式取得は、その目的、意思決定手続、取得方法等に鑑み、「本自己株式取得が経営の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を目的としていること」、「本自己株取得の交渉・準備段階から決定に至るまで利益相反回避措置がとられ、手続きの公平性が担保されていること」、「取締役会開催日の東京証券取引所市場第 2 部の当社普通株式の終値でもって、平成 24 年 5 月 23 日午前 8 時 45 分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引において買付の委任を行う方法によりなされる取引であるため、取引条件の公正性が担保されていること」、「本自己株取得は当社の企業価値の向上に資するものと考えること」等を総合的に判断して、当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の意見書を平成 24 年 5 月 22 日にいただいております。

以上